

土浦第一高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動に係る共通理解

- 部活動は、生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するべく、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有する。よって、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施されなければならない。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒の生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校全体の教育活動として適切な部活動運営を図る必要がある。
- 保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 休養日の設定について

- 原則として週1日程度の休養日を設ける。但し、喫緊に大会等がある場合には、個人及び団体の状況を顧問が総合的に判断し、学校に届け出を行ったうえで、特例として活動を行うことができる。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 活動時間について

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日については4時間程度（生徒の集中力が持続可能な時間を顧問等が見定める）、合理的でかつ効率的・効果的な活動が実施可能な時間を設定する。なお、平日の終了時間は、自主練習及び片付けも含むすべての活動において、前期19時30分、後期19時とする。
- 定期考査1週間前及び考査期間中は学校全体の部活動休養日として設定する。ただし、考査中または考査直後に公式大会・コンクール等が予定されている場合はこの限りではない。ただし、活動に際しては「部活動承認申請願」を提出し許可を得る。活動時間は原則として1時間以内とする。

4 朝の活動について

- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間確保や学校生活に支障を来たすことがないよう、原則として朝の活動は実施しない。ただし、複数の部が重複し活動を行う等の状況により、体育館や教室・グラウンド等の使用に制限がかかる場合や、大会・コンクール等の試合時間が早朝の場合で、生活や体を慣らすためにその時間帯に合わせた活動が必要とされる場合はこの限りではない。

5 学校単位で参加する大会等の精査について

- 茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟の活動に関わる組織が主催する大会・コンクール等の参加の有無については、必要に応じて学校で精査する。